

名勝無鄰菴庭園の建造物に係る図面作成等業務委託に関する公募型簡易プロポーザル
評価要領

1 評価基準

評価の項目、配点及び基準は、別表による。

2 評価の方法

- (1) 「名勝無鄰菴庭園の建造物に係る図面作成等業務委託に関する募集要項」に基づき参加資格を有すると認められた者（以下「参加有資格者」という。）を対象に、本業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査する。
- (2) 選定委員会は、参加有資格者から提出された技術提案書について書類審査を行う。
- (3) 選定委員会は、評価項目ごとに各委員の評価点を平均した値を合計して、参加有資格者の評価点を算出し、その総合得点が最高点の参加有資格者を受託候補者として選定する。
- (4) 前号に基づき評価点を算出した結果、その総合得点が同点の者が2者以上いる場合は、その順位は選定委員会の審議によるものとする。

(別表)

評 価 基 準

【100点】

1 設計事務所の実績等

【70点】

- ・過去5年間の自社，協力事務所及び下請としての業務実績が対象である。
- ・1業務で複数分野に該当する場合は，それぞれの分野において1件の業務実績として評価する。

| 評価項目 | 評価事項 | 評価 | 配点 | 満点 |
|------------|--|-------------|----|----|
| ① 所在地 | 本店の所在地 | A 京都市内 | 5 | 5 |
| | | B 京都府内 | 2 | |
| | | C その他 | 0 | |
| ② 業務実績 | 有形文化財（建造物）等 ^{※1} の修理に係る基本設計もしくは実施設計の実績数 ^{※2} | A 5件 | 15 | 15 |
| | | B 3件以上 | 10 | |
| | | C 1件以上 | 5 | |
| | 有形文化財（建造物）等 ^{※1} に係る耐震業務等 ^{※3} の実績数 | A 5件 | 15 | 15 |
| | | B 3件以上 | 10 | |
| | | C 1件以上 | 5 | |
| ③ 業務実績の参考度 | 文化財に値する建造物 ^{※4} に関する業務実績の本業務への参考度 | A 非常に参考になる | 25 | 25 |
| | | B 参考になる | 20 | |
| | | C 普通 | 10 | |
| | | D やや参考にならない | 5 | |

| | | | | |
|---------|--------------------------------|--------|---|---|
| ④ 地域精通度 | ②の基本設計もしくは実施設計の実績が市内実績である場合に加算 | B 3件以上 | 5 | 5 |
| | | C 1件以上 | 3 | |
| | | D 0件 | 0 | |
| | ②の耐震業務等の実績が市内実績である場合に加算 | B 3件以上 | 5 | 5 |
| | | C 1件以上 | 3 | |
| | | D 0件 | 0 | |

- ※1 有形文化財（建造物）等とは、国宝、重要文化財及び登録有形文化財に加え地方公共団体が条例により定める有形文化財（建造物）も含むこととする。
- ※2 同一の業務委託内で基本設計及び実施設計が含まれる場合、それぞれ1件の業務としてカウントする。
- ※3 耐震業務等とは、有形文化財（建造物）に係る耐震診断及び耐震補強を含む整備計画策定業務とする。
- ※4 文化財に値する建造物とは、史跡等を構成する建造物や伝統的建造物群保存地区にある建造物等の時代や地域の特色を表した価値のある貴重な建造物とし、未指定文化財を含むものとする。なお、文化財に値するかどうかは選定委員会が判断する。

2 管理技術者の実績等

【20点】

- ・過去5年間の管理技術者における有形文化財（建造物）等^{※1}に係る業務実績が対象である（「2 設計事務所の実績等」の業務実績と重複してよい。）。なお、協力事務所及び下請としての実績も含めることとする。
- ・1業務で複数分野に該当する場合は、それぞれの分野において1件の業務実績として評価する。

| 評価項目 | 評価事項 | 評価 | 配点 | 満点 |
|------|--|--------|----|----|
| 業務実績 | 有形文化財（建造物）等 ^{※1} に係る基本設計もしくは実施設計の実績 ^{※2} | A 5件 | 10 | 10 |
| | | B 3件以上 | 8 | |
| | | C 1件以上 | 5 | |
| | | D 0件 | 0 | |

| | | | | |
|--|--|--------|----|----|
| | 有形文化財（建造物）※ ¹ に係る耐震業務等※ ³ の実績数 | A 5件 | 10 | 10 |
| | | B 3件以上 | 8 | |
| | | C 1件以上 | 5 | |
| | | D 0件 | 0 | |

※1 文化財保護法に規定する有形文化財（建造物）とは、国宝、重要文化財及び登録有形文化財に加え地方公共団体が条例により定める有形文化財（建造物）も含むこととする。

※2 同一の業務委託内で基本設計及び実施設計が含まれる場合、それぞれ1件の業務としてカウントする。

※3 耐震業務等とは、有形文化財（建造物）に係る耐震診断及び耐震補強を含む整備計画策定業務とする。

3 業務実施の体制，方針等

【5点】

| 評価項目 | 評価事項 | 評価 | 配点 | 満点 |
|---------|---|------------|----|----|
| 業務実施の体制 | <ul style="list-style-type: none"> 本業務における取組方針，組織体制は十分か 緊急の打ち合わせ等に対して速やかに対応可能な体制を整えているか。 など | A 極めて評価できる | 5 | 5 |
| | | B 評価できる | 3 | |
| | | C 普通 | 1 | |
| | | D やや評価できない | 0 | |

4 見積金額

【5点】

| 評価項目 | 評価 | 配点 | 満点 |
|------|-----------------|----|----|
| 見積金額 | A 最低価格を提示したもの | 5 | 5 |
| | B 最低価格との差が10%未満 | 3 | |
| | C 最低価格との差が10%以上 | 1 | |
| | D 委託金額との上限額と同額 | 0 | |